

～北海道本部活動家育成講座～

公務員賃金闘争の歴史と 自治労の取り組み

自治労本部 総合労働局

八幡 ちひろ

はじめに

▶ 公務員賃金を左右するふたつの要素

① 人事院勧告をどうとらえるか

⇒ 勧告までの過程への関与

- ・ 人事院との交渉・協議による労働側の意見の実質的な反映

⇒ 政治的な人勧の取り扱いへの関与

- ・ 勧告内容の実効性の確保
- ・ 政府による「値切り」「凍結」阻止

⇒ 総務省(旧自治省)による圧力・干渉・介入の排除




- 公務員給与が「政争の具」とされる歴史
- ひいては、「人勧体制の打破」「労働基本権の奪還」の議論と運動につながる

はじめに(2)

②地方財政がどう確保されているか(地方公務員)

⇒各自治体の財政力(賃金を支払うだけの財源)の有無

⇒地方財政の圧縮策=人件費への下方圧力

- 
- 地方交付税の確保をはじめとする地方財政の拡充要請
 - 「三割自治」からの脱却=地方財源の確保

つまり、自治労の賃金闘争の特徴は・・・

■個別自治体の労使交渉による賃上げ闘争

■政治的闘争

- ・労働基本権を求める権利闘争
- ・地方分権・地財確立のための政策闘争

賃金闘争の歴史(全体像)

- ▶ 前史:1948年～59年 【労働基本権剥奪と賃金闘争の出発】
 - ・総評への直接加盟、国公・地公統一要求作成に向けた努力
- ▶ 第1期:1960年～72年 【賃上げ勧告と実施時期の「値切り」】
 - ・焦点は政府による実施時期の「値切り」、県本部統一闘争スタート
- ▶ 第2期:1973年～80年 【賃上げ要求実現からオイルショック後の行革】
 - ・財政危機、週休2日制など労働諸条件の改善
- ▶ 第3期:1981年～89年 【人勧凍結・抑制に抗して新たな賃金闘争模索】
 - ・第二臨調発足、自治省からの指導の強化
- ▶ 第4期:1990年～2003年 【連合春闘のスタートとバブル崩壊】
 - ・完全週休2日制スタート、年間を通じた賃金闘争と初のマイナス勧告
- ▶ 第5期:2004年～2011年 【給与構造改革と地公賃金水準】
 - ・市町村合併の進展、小泉内閣「骨太方針2005」、集中改革プラン
- ▶ 現在:2012年以降 【臨時特例削減と再度の賃金制度見直し】
 - ・東日本大震災、公務員制度改革(自律的労使関係制度)

前史：1948年～59年

【労働基本権剥奪と賃金闘争の出発】

1. 特徴的な出来事

- 48年：公務員の争議権・団交権はく奪
 - ・マッカーサー書簡(7/22)
 - ・政令201号施行(7/31)



これにより、労働基本権制約の代償措置として、人事院勧告制度化におかれる

- 49年～53年：ベース引き上げ勧告が出るものの、政府はほとんど実施せず
- 54年～59年：公務員賃金が改善されないにもかかわらず、人事院が54年に「給与改定の必要なし」と報告。以降、59年まで本格的な賃金引き上げ勧告は一度もなし
- 52年：地方自治法改正
 - ⇒中央政府による自治体への介入を容易にした
- デフレ経済への転換で、地方財政危機が表面化
 - ⇒大量人員整理(大阪市2,000人、函館市600人、青森県700人、福岡市600人など)

2. 自治労結成とその後の闘争

- ・47年11月
自治労連(自治労の前身)結成
※初代委員長：菱 信吉
(北海道庁職組副委員長)
- ・49年11月
自治労連と自治労協に分裂
- ・54年1月
自治労結成
〈その後……………〉
 - 総評の中に公務員部会(共闘会議)を設置
 - 国公・地公で統一要求作成
 - 59年に初めて対政府賃金引き上げ要求書を岸内閣に提出

【参考】自治労結成大会(1954年1月29日～30日)

・発足時の組合員数:23万人

⇒同年6月末には37万人、翌年6月末には47万人と、全国組織として成長

・2月～県連・地連結成(北海道地連結成は7月24日)

整理番号	1-1
撮影年月日	'54年1月29-30日
買入先	
内容	自治労結成大会 (松江市) 占部委員長 橋田書記長 (第1回自治労大会) 松江市
撮影者	



【参考】自治労第6回大会(1958年8月25日～28日)開催地:札幌

- ・「自治労賃金綱領」の作成を決定
 - ⇒賃金専門委員会(地連2名)を改組し、県職評・都市評・町村評等からも参加する「賃金綱領」起草委員会設置
 - ⇒翌年大会に草案提起を予定していたものの、財政的理由から委員会を開催できずに終了(その後の賃金闘争の理論的基礎としては活用された)
- ・大会直前には官公労解散大会(総評への直加盟方式への切り替え)

整理番号	6-2
撮影年月日	58年8月
買入先	
内容	第6回 自治労定期大会 札幌
撮影者	



第1期：1960年～72年

【賃上げ勧告と実施時期の「値切り」】

■60年：7年ぶりの引き上げ勧告（12.4%・2,680円）

⇒「人勧の実施時期の完全実施」が焦点に

- ・政府は10月実施を閣議決定＝5月から9月までの5か月分の差額を「値切った」
- ・実施時期の「値切り」は、ここから10年間、賃金闘争における最大の課題に

■60年2月：「公務員共闘」立ち上げ

■66年に初めての統一スト「10・21スト宣言」

- ・自治労は803単組48万人が参加
- ・大量の行政処分（年末までに解雇者25人を含む7万人が処分）

⇒以降、毎年統一スト実施

- ・政府に対して人勧が示す実施時期の完全実施を迫る

■この間の人勧実施時期

（60年～71年：人事院は「5月実施」を勧告）

年	実施時期	年	実施時期
1960年	10月	1966年	9月
1961年	10月	1967年	8月
1962年	10月	1968年	7月
1963年	10月	1969年	6月
1964年	9月	1970年	5月
1965年	9月	1971年	5月

国会には、炭労の組織の存亡をかけた石炭関係法案が提出されており、給与法とからめてきたため、両法案とも臨時国会で廃案。翌年の通常国会で、初任給部分の引上げと給料表の一部修正で合意し、給与法は越年して成立となった。

政府は「8月実施」を閣議決定していたため、公務員共闘は10・8統一ストにおいて早朝1時間以上の時限ストを中心に、総評の秋期闘争として実施。公務員共闘としては130万人（うち、自治労は58万人）が参加する結成以来最大の規模となった。

さらに、12月臨時国会に向けて、「給与法の廃案も辞せず（＝賃金引上げの廃棄）」との決意をもとに、12・18第2次統一ストを決定。

これに対し、政府は、12月17日深夜の自社両党折衝および自民・社民・公明・民社4党国会対策委員長会談で、「1か月繰り上げて7月実施」とする4党共同修正を受け入れた。

■69年:政府答弁の獲得

「昭和45年(70年)には、いかような困難があろうとも人事院勧告は完全実施する」と給与法の国会審議の中で政府は答弁

■70年:5月からの完全実施を決定

■72年:4月実施を達成

- ・政府から「4月実施の勧告が出ればそれを尊重する」との確約を取る
- ・人事院が8月に「10.68%・8,907円、4月実施」を勧告
- ・これに基づく給与法改定

■公務員共闘による統一闘争の開始と発展は、同時に自治体賃金闘争の発展を促す

- ⇒多くの自治体で国を上回る給与改定、昇給短縮、昇格運用の改善
- ⇒一時金も含め、国公プラスα闘争が前進

これに対し、60年に庁から省に昇格した自治省は、地方公務員の賃金統制に乗り出し、地方公務員の給与を国公並みに抑える事務次官通知の発出と個別自治体当局への指導など、賃金に対する干渉を開始

■自治労としても賃金闘争の方向とあり方の議論を重ね、64年、方針として決定

- ①公務員労働者全体の賃金闘争の重点は、対政府中央闘争におく
- ②「人事院勧告の実施時期の完全実施」を目標に、閣議決定期を最重点とする
- ③労働基本権の回復と団体交渉による賃金決定を展望し、「賃金は労使の力関係で決まる」賃金思想とスト闘争意識を醸成する
- ④35歳4人世帯標準労働者のポイント賃金を設定し、自治体間・職種間格差の解消をめざす
⇒この方針が、今後継承されるものとして固まった

【参考】雪の中での座り込み(68年3月):北海道

- ・現行地公法28条の2「定年による退職」は、1981年に制度化されたもの。
 - ・1951年の地公法施行当時、条例等で定年制を設けていた900弱の自治体は、「法に根拠のない制度ということで廃止に。それ以降、全国市長会等が中心となって、定年制制度化の動きが活発になった。
 - ・1956年、自治省は、当時の地方財政の赤字問題を契機として定年制を盛り込んだ地公法改正案を国会に提出。のちに廃案となったものの、68年から再度、国会闘争が激化し、請願署名、決起集会などの全国動員、国会傍聴、座り込み、都市センター(全国市長会)前での抗議集会・デモなどを展開。69年に衆議院は通過したものの、参議院で審議未了、廃案となった。
- ※自治労運動史第2巻308頁「3月9～10日にかけて、自治労は政府の閣議決定に抗議する座り込み行動を指示し、県庁、指定都市を中心に26県本部がこれを実施、とくに北海道本部では、おりからの吹雪について道庁前に座り込み、『首切り定年制反対』のゼッケンをつけ雪にうもれた高齢者の姿は道民の強い関心をひくものであった」



第2期:1973年~80年

【賃上げ要求実現からオイルショック後の行革】

■72年の人勧の4月完全実施により実施時期の「値切り」問題は決着

■焦点は「賃金水準の引き上げ」

⇒運動として春闘重視:春闘に参加し、民間賃金相場引上げの相乗効果めざす

⇒春闘での有額回答を政府との直接交渉で引き出す「本格的賃金闘争」めざす

●73年秋闘＝「第2春闘」

・一時金にインフレ手当として0.3月上乗せ

●74年春闘:3波の統一ストに参加

・6月に「4月からの給与の10%上積み措置」実施

・人勧:早期暫定支給10%含め29.64%・31,114円(史上最大の引き上げ)

オイルショック後の財政危機からの公務員攻撃が本格化
⇒「労使交渉による賃金決定の実現」は、後景に追いやられる

■75年以降:スタグフレーション進行(インフレと同時に不況になる)

・経営者:減量経営 ・政府:総需要抑制策 ⇒労働側の動きを「物価と賃金の悪循環」と批判

・自治体:経済状況の悪化が地方財政を直撃

⇒1975年単年度収支が赤字:都道府県・政令市89%、市60%、町村41%

・自治省:「地方財政危機の原因は人件費」⇒地公賃金抑制指導を本格化

①国公水準を超える賃金改定自治体に対する特別交付税等の削減

②ラスパイレス指数の高い自治体名の公表

(74年当時、ラス100以上が60%(うち105以上は41%))

【参考】ストを決行(写真は73年・76年)

- ・73年賃金闘争において「人勧体制を打破し、政府・自治体当局との直接交渉による賃金決定」をめざし、はじめて春闘全体の日程の中に公務員賃金闘争のヤマ場を設定した。
- ⇒「おつきあい春闘、お手伝い春闘」から脱却、半日ストを配置(半日ストの提起は65年以来8年ぶり)
- ・4・27半日ストは、自治労結成以来実質的にはじめて経験するストとなり、半日スト802単組65万人、1時間スト632単組20万人が結集した。



たぶん、
道本部の旗

4月27日にスト決行

「2万円賃上げせよ。」スト権奪還。など声高らかにシュプレヒコールを繰返し、東京・新橋附近をデモする自治労部隊。春闘は4月27日の交通半日ストに合流しスト決行が決まり、決戦へむけ大きく動き出した。

- ・ロッキード事件で田中角栄逮捕→反三木(当時の総理大臣)攻勢の激化→衆議院解散(11月15日公示、12月5日投票)のなか、早期・年内決着をめざした。



吹雪のなかで確定闘争スト 北海道

北海道本部は総選挙前の賃金確定全単組結着をめざし、11月4日から9日を統一闘争期間とし、5日を統一行動日としてたたかい、全単組が29分から2時間のストを決行した。8日に道人事委員会が合理七(運用是正)勧告を行なったため、全道庁は両教組とともに地公四者共闘で対道闘争を強化している。

ガバシズ

自治労

第3期：1981年～89年

【人勧凍結・抑制に抗して新たな賃金闘争模索】

「行政改革は天の声」

■81年3月：第二臨調発足（財界・大蔵省主導）

⇒人勧凍結につながる公務員給与の全面抑制策が打ち出される

⇒国鉄の分割・民営化、電電公社・専売公社の経営形態変更

※総評労働運動の支柱となっていた官公労解体を狙ったもの

	政府対応	組合運動
81年	■一部値切り ・管理職：1年見送り ・一時金：旧ベース支給	退職手当削減法反対闘争として実施 ・3万人規模の中央行動、2波の統一スト →退手削減法は秋の臨時国会で成立（69.3月→63.525月） ※地公の退手削減に連動
82年	■凍結（人勧4.58%）	・3回の統一スト（1時間規模） ・25次延10万人の中央行動、全国一斉座り込み
83年	■値切り（俸給表改ざん） ・人勧6.78%→2.03%に	・10.7統一スト（最高2時間）
84年	■値切り（給与法改ざん） ・人勧6.44%→3.34%に	・首長・地方議会意見書採択 ・個人署名 ・全国縦断行動
85年	■値切り（実施時期遅延） ・人勧4月→7月実施に	・春の段階で総務庁長官が組合との交渉拒否 ・4.17統一スト

■ 82年：ILOへの提訴

・臨調答申を受け、政府は毎年、人勧の凍結・値切り

・82年から2度にわたり、ILOに提訴

⇒ 結社の自由委員会報告

「賃金及び労働条件決定手続きを確立し、当該労働者が雇用条件等の決定に参加できるような措置をとることを政府に勧告

※連年にわたる人勧無視により、労働基本権の代償措置としての人勧制度そのものが改めて問われたもの

※運動の目標を確認

①人勧制度に代わる「交渉による賃金決定制度」

②それに至る当面の目標：人勧制度自体に対して労働組合が参加できるものに改革していく

■ 82年～ラス指数による干涉・指導

・給与「適正化」153団体指定→個別指導へ

・退職手当削減、等級構成を細分化した「11級制」俸給表導入



自治労：給料表構造を前提とした到達闘争を開始

※給料表構造・職務格付け実態・昇格基準と運用、等級別人員分布などの基礎的調査を基本に



■ 81年～：第二臨調への対応

・当時の丸山委員長が委員として参加（北海道・全道庁出身）

※75年9月～87年8月まで委員長

■「第二臨調に臨む基本的な考え方」提出
・臨調の任務が単年度の財源不足解消策の検討に矮小化されるべきではなく、「新しい社会情勢や国民の生活ニーズに即応した行政のあるべきスタイルと責任を追求し、国民のための民主的行政改革を提言する」ことにある

■今後の課題を提示

①分権体制の推進と自治体権限の強化

②行政手続の適正化と情報公開

③労働基本権の確立と特権官僚の排除

④行政の利権化構造の打破

■2年間の期間中に28本もの「丸山意見書」提起

⇒自治労の政策活動の理論的・実践的な指針に

この攻防の基本構造は今日まで継続

自治省：国公準拠・給与適正化指導を実施

【参考】「革新」知事の誕生(83年) 写真右は横路道知事

- ・1960年代に大きく前進拡大した革新自治体は、70年中期に後退傾向となり、79年の統一自治体選挙では「保守回帰の時代」とマスコミが造語。
- ・自治労は臨調行革路線に対抗するため、首長選挙では革新自治体の奪還をめざした。最も重視されたのは、北海道、東京、福岡の知事選挙の帰趨。全国的に投票率が低下するなか、有権者の関心を集めて高い投票率を示し、北海道、福岡で革新知事が誕生することとなった。
- ・79年と比較し、自治労組織内首長・議員は大きく増加(79年:226人/83年:277人)。



統一地方選前半戦で組織内候補が躍進 北海道、福岡で革新知事誕生

統一自治体選の前半の投票が4月10日に行なわれ、北海道と福岡知事選で横路・奥田の両革新候補が勝利した。また自治労組織内候補も善戦、市長1、県議66、政令市議18名を当選させ、前回は大幅に上回った。こうした成果は中曽根政権に痛打を与え、来たる国政選挙への展望を大きく切り拓いている。

ガベ・シンズ

【参考】自治労第46回大会(84年8月22日～25日):札幌

- ・82年大会(福井市)において「200万自治労建設方針」提起。2年間の組織討議を経て、84年大会(札幌市)で決定。
- ・発足7年目となる全消協(77年8月結成)は、消防庁や全国消防長会からの弾圧、階級昇任試験をエサとした会員の脱退強要などのなか、92組織5300人に拡大した。

整理番号	46
撮影年月日	'84.8.22 ~25
買入先	
内容	第46回大会 札幌
撮影者	



【参考】自治大臣との交渉(84年12月3日):丸山委員長を筆頭に

- ・84年4月に総評・公務員共闘ははじめての政労交渉を実施し、官房長官から「人勧制度の維持尊重」「勧告の完全実施に誠意を持って取り組む」などの回答を引き出す。
- ・しかし、実際には6.44%の人勧を3.37%に圧縮(12月11日閣議決定、21日成立)。
- ・自治労は公務員共闘とともに政府交渉に臨んだほか、自治大臣交渉も実施し、人勧の完全実施を強く要請し続けた。



“人勧制度は守るべきだ” 古屋自治大臣が自治労に回答

自治労の丸山委員長をはじめとする5役は 12月3日 古屋亨新自治大臣と就任後初の交渉を行ない、人事院勧告完全実施 国庫負担金の一律一割カット反対 学校給食の直営堅持などを申し入れた。これに対し自治大臣は「人勧制度は当然守るべきだ」「国庫負担の一割カットは絶対反対だ」と回答した。

ガバ・シンズ

自治労

【参考】全道庁スト集会(85年4月17日):

- ・84春闘において労働団体との政労交渉において人勧尊重が確認されながら、秋の閣議決定において抑制実施されたことに対し、春闘段階からの取り組みを引き続いて強化することを決定。
- ・「統一行動を背景とした交渉には応じない」とする総務庁人事局長、長官の対応に抗議声明を発し、1時間の統一スト指令。
- ・4月17日の実施結果は、1時間スト:47県本部1491単組73万人、30分以下時間内食い込み372単組7万人が結集。秋の確定闘争につなげた。

万	1372-2
撮影年月日	85.4.17
買入先	
内容	全道庁札幌 総支部 本庁前スト集会
撮影者	



第4期：1990年～2003年

【連合春闘のスタートとバブル崩壊】

■90年代前半：バブル崩壊の中での賃金闘争

- ・時短の取り組みが進められる⇒20年に及ぶ運動で公務員の完全週休2日制開始
- ・連合発足：90年春闘は官民統一の連合初春闘
 - ⇒公務員共闘・全官公・国公連絡会による統一要求・統一交渉・統一行動・統一回答が実を結ぶ
 - ⇒92年：政府・人事院に対する統一交渉機関として「公務員連絡会」発足
- ・春闘期・人勧期・確定期の設定：「年間を通じた賃金闘争」となる
 - ※バブル経済下で民間との賃金較差拡大、是正が焦点に(91年人勧：3.71%)

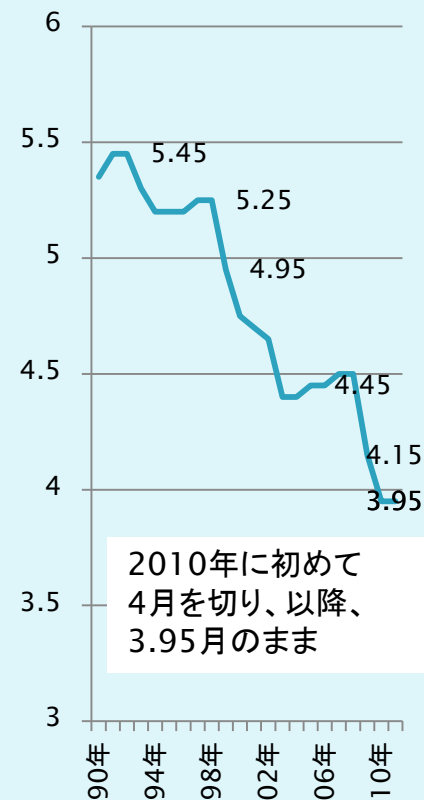
■90年代後半：年収マイナスの時代に

- ・96～98年：低率とはいえ春闘相場を反映したベア勧告
- ・99年～：本格的デフレ経済 ⇒ 俸給表据え置き・一時金マイナス
- ・2002年：史上初の▲2.03%人勧、実質的「不利益遡及」(不当な減額措置)実施

■90年代末：公務員制度改革への議論開始

- ・地方財政危機の深まりを理由に、人事委員会勧告無視の独自カットが相次ぐ
- ・橋本内閣「行政改革会議」スタート：2000年12月「行政改革大綱」
 - ⇒労働基本権制約の維持、人事管理における内閣・各省大臣の権限強化
- ・連合「労働基本権確立署名」実施(2002年)：1045万6117筆達成

一時金の変遷



90年	91年	92年	93年	94年	95年	96年	97年	98年	99年	2000年	01年	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年
5.35	5.45	5.45	5.3	5.2	5.2	5.2	5.25	5.25	4.95	4.75	4.7	4.65	4.4	4.4	4.45	4.45	4.5	4.5	4.15

【参考】「ナース・ラリー」行動(91年5月)

- ・保健医療・福祉サービスの大幅な増加に対し、具体的な人員確保が十分ではないことが大きな問題となる中、地域健康福祉システムの確立、看護職員の増員と処遇改善などを目的に、91年から「自治労ナース・ラリー」を展開。
- ・5月17日には2000人が結集し、霞が関・日比谷・銀座での街頭アピールや署名活動を行い、1時間に3600人の署名を集めた。同日午後からは日比谷野外音楽堂での集会、霞が関周辺デモを実施した。
- ・翌年には連合とともに請願署名に取り組み、240万筆を集約(うち自治労は91万強)。同年6月に「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が成立した。

撮影年月日	91.5.16~17
買入先	
内容	ナースラリー '91
撮影者	



【参考】自治労第62回大会(93年8月24日～27日):札幌

- ・7月総選挙で自民党過半数割れ、社会党敗北、日本新党が躍進して8月に細川連立政権成立と、大会直前に国内政治が大きく動いた。
- ・方針討議は、総選挙結果と連立政権成立の情勢を受けて、政治方針の議論が深められた。さらに、連立政権に関わり、地方分権への本格的取り組み、春闘の活性化と賃金闘争路線の再構築などに意見が出された。

モニターに映っているのは、
後藤森重委員長(置戸町職出身)

撮影年月日	93年8月24～27日
買入先	
内容	自治労 第62回定期大会 札幌
撮影者	



第5期:2004年~2011年

【給与構造改革と地公賃金水準】

■2005年:「骨太方針2005」と2005人勸

- ・小泉内閣:6/21閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」

公務員の総人件費削減を重点課題のひとつにする

- ①人事院による公務員給与体系の見直し
- ②地方公務員については地域の民間給与水準のよりの確な反映

- ・2005人勸:給与構造改革

- ①俸給表引き下げ

民間給与の最も低い地域(=北海道・東北)を参考として平均4.8%引き下げ

- ②地域手当の支給

民間賃金が一定水準以上に高い地域に対しては、これまで民間賃金や物価、生計費が高い地域の職員に対して支払っていた「調整手当」を廃止して、新たに「地域手当」を支給

- ・2006総務省:3月「地方公務員給与の在り方に関する研究会報告」

「制度は国、水準は地域民賃」

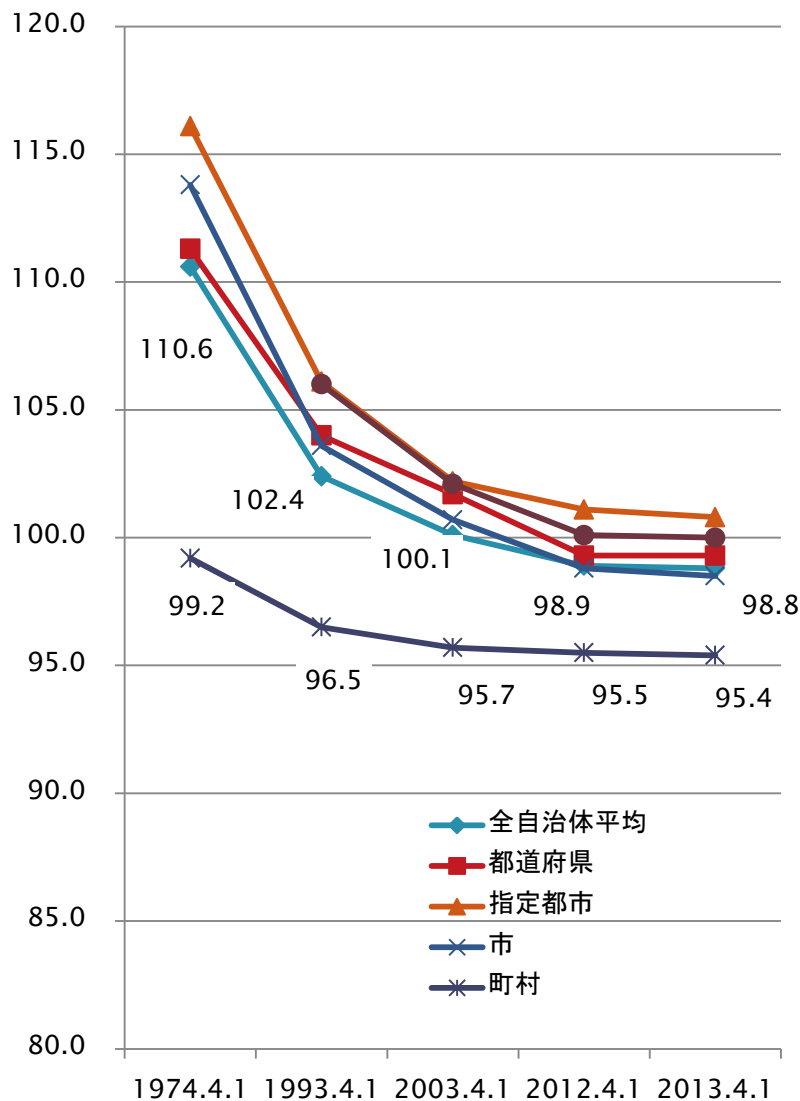
- ・制度については「公務としての類似性を重視して均衡原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本とする」
- ・水準については「地域の民間給与をより重視して均衡の原則を適用し、各団体が地域民間給与の水準をより反映させた給料表を策定」

- ・2006年以降:国公に導入された手当「本府省業務調整手当」(2008年人勸/2009年から実施)
「広域異動手当」(2005年人勸/2007年4月から2段階実施)

⇒総務省指導「地方公務員には導入しないこと」

地方公務員給与の低位平準化

■ラスパイレス指数の団体区分別推移



【解説】

- ・ラスパイレス指数は低下傾向が続く
- ・さらに、100以上自治体数も大幅に減少(下記表)
- ・町村賃金は以前から低水準におかれている状況にあり、ラス105を超える町村はゼロ。町村の95%はラス100以下となっている

※ラス指数を使つての国公・地公給与比較には、以下などの問題も多く指摘されている

- ①地域手当や、国家公務員にのみ支給されている本府省業務調整手当、広域異動手当などが含まれていない
- ②小規模自治体などにおいては、ごく少数の昇格・退職などによって大きく変動する

■全自治体のラスパイレス指数の分布状況

	74.4.1	93.4.1	03.4.1	13.4.1
110以上	793 (23.9%)	5 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
105以上	574 (17.3%)	242 (7.3%)	5 (0.2%)	1 (0.1%)
100以上	628 (18.9%)	848 (25.7%)	675 (20.7%)	284 (15.9%)
100未満	1,321 (39.8%)	2,211 (66.9%)	2,580 (79.1%)	1,504 (84.1%)

※2012年、2013年については、参考値比較(国公の特例削減がないとした場合の値)

自治労第2次賃金政策と新たな到達目標の設定

自治労は、こうした状況を受け、2007年に「第2次賃金政策」を決定

【基本的考え方】

他の自治体の職員との間の公平な公務サービスの提供と目的達成、職務と責任の同一性、自治体間で類似の職種のあるべき給与等との関係から、自治体職員の標準的な給与の明確化を図る必要がある。また、これにより民間給与が低い地域における地域民間給与水準の反映による影響を規制する。

これは、「給与制度は国、給与水準は地域民間賃金」とされることによって、自治体間・地域間の給与格差が拡大しつつあることなどを危惧し、到達闘争の再構築・活性化を図ることによって、再度、自治体労働者の賃金闘争の深化・補強をめざしたものである。

【賃金決定の原則】

- ①「生活保障の原則」(労働者とその家族の生活を賄うもの)
- ②「同一価値労働・同一賃金の原則」(同一価値の労働には同一の賃金とする)

【賃金制度の詳細の決定方法】

- ①国家公務員給与(人事院勧告)を絶対視するのではなく、「国公準拠を相対化」
- ②国公賃金は地公の賃金を考える上での一要素として捉える
- ③本部としては一定のミニマム基準を設定する
- ④地域・自治体労使による上乘せを可能としていく

■新たな到達目標

隔年実施の実在者賃金実態調査をもとに算出

30歳	244,254円
35歳	295,608円
40歳	348,104円

※ さらに、年齢・勤続年数のみによる年功主義的運用だけでは、市民への説明責任を十分果たせなくなりつつあり、ひいてはそれが下方圧力がさらに高まりかねない状況を踏まえ、なおかつ、一方的な能力・実績主義の導入ではなく、4原則(公平・公正、透明、客観、納得)・2要件(労働組合の関与、苦情解決システム)が確保された評価制度の確立もめざす

現在(今、何が行われようとしているのか)

【再度の賃金制度見直しへの対応】

■ 2012年12月:再度の政権交代により、自公政権へ

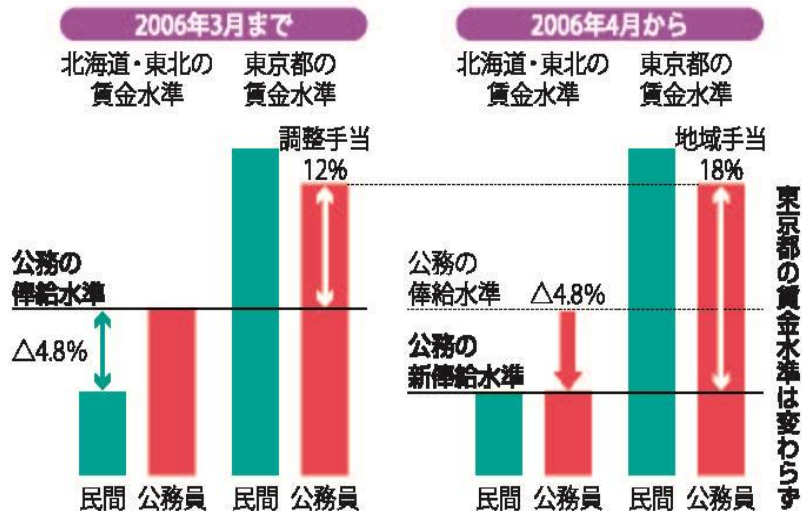
- ・民主党政権時代に提出していた「国公4法案」「地公2法案」は廃案に
- ・政府・自民党の基本姿勢

- ①労働基本権制約という現行制度維持
- ②人事院を活用した公務員人件費削減
- ③人件費削減の本当のターゲットは地方公務員

⇒この思惑に、人事院が「乗る」構造＝「中立・公平」な第三者機関としての機能の放棄

・国公の地域手当の非支給割合:28.2%
 ・地公の地域手当の支給割合
 自治体数:417(23.3%)
 職員割合:54.2%

2005給与構造改革時のイメージ



今回の「給与制度の総合的見直し」のイメージ

